

馬のいる風景

——日本古代における馬の飼育の景観復元——

高井佳弘

- | | |
|------------------|-------------|
| 1 はじめに | 3 馬の飼育とその景観 |
| 2 古代東国における民間馬の存在 | 4 おわりに |

——論文要旨——

東国は古来良馬の産地として有名である。古代にはこの地域に多くの牧が設置され、中央に多数の馬を供給していた。しかし、古代東国においては民間でも多くの馬が飼われ、乗馬・駄馬として盛んに利用されていた。本稿はそのような民間の馬について、その飼育がどのように行われていたのか、特にその景観がどうなっていたのかを中心に、主に文献史料と絵画資料を用いて検討を加えたものである。

民間の馬は、それを飼うだけの資力のあるものの居宅周辺で、厩などの施設の中で飼われていたものと思われる。当時の集落の周辺には広い原野が存在していたと思われ、馬はそこで放牧もされた。放牧地には、その他、荒廃した田地などもあてられ、「刈跡放牧」も行われていた可能性がある。その立地は、河川などによって地形的に区画されたところが主として選ばれ、牧と同様に野焼きが行われていた。放牧地などの馬の飼育場所と集落・耕作地との境は、柵などで区画されていたが、放牧地を囲うことよりも、集落・耕作地の周囲に柵を巡らし、その外側に馬を放す場合も多かったと推定される。その柵の形態は、多くの場合、雑木を利用した粗末で簡単なものであったと考えられる。

キーワード

対象時代 奈良・平安時代

対象地域 日本

研究対象 馬の飼育

1 はじめに

本稿を執筆したきっかけは、古墳時代の馬の放牧地として有名になった、群馬県北群馬郡子持村の吹屋・白井遺跡群の発掘調査と整理作業との過程において、本遺跡群の景観がどのようなものであったかを考えたことがある。この遺跡群の詳細は報告書（高井1996、麻生1993、井上ほか1997）を参照していただきたいが、古墳時代後期の地表面に無数の馬蹄痕が見つかり、そこで大規模な馬の飼育が行われていたことが判明した遺跡である。古墳時代には埴輪や馬具の出土によって、多数の馬の存在が知られてはいたが、実際に馬が多数飼育されていた場所が見つかるのは全国でも初めてであり、馬の生産的具体的な様相を知ることのできる遺跡として注目を集めた。

発見当初、発掘調査面積は数千m²という範囲であったが、そこでは馬蹄痕のほか、畦状の土盛りが数本見られるだけで、ほとんど遺構らしいものがなく、遺跡としてはかなり特異なものであった。そのためもあり、筆者は発掘当初からこの遺跡の性格把握に悩み、この遺跡の当時の景観がどのようにあったかを頭に描きながら調査にあたることになった。調査が進むにつれ、遺跡からは馬に踏みつぶされた畠や陸苗代、水田、何本もの踏み分け道、当時生えていた木の根の跡などが見つかり、景観を考える材料が増えていった。しかし、材料が増えたとはいっても、それらはどれもみな断片的なものであって、正しく解釈しその結果を総合して考えるのは容易なことではなかったし、また、消え去っている情報がいかに多いかを痛感するものでもあった。結局、そのような発掘から得られた資料だけでは、いざ実際に景観を思い浮かべようとしていると、想像の部分が多くなってしまい、実証性の乏しいおよそ学問的ではないものになってしまうのだった。特に人間との関わりの部分がほとんど見えてこないし、地表面よりも上の部分、すなわち柵などの施設の有無すらもはっきりしない。こういったところを何かで補うことはできないだろうか。

そこで考えたのが、文献史料や絵画資料から、景観を復元する手がかりが得られないかということである。もちろん、文献・絵画が残っているのは早くても7、8世紀以降であり、6世紀の白井・吹屋遺跡群とは時間的に隔たりがあるので、直接景観復元の根拠を得られるわけではない。しかし、景観復元の「ヒント」であれば得ることができると思われ、とすれば、少なくとも復元図を描く際に、ここ部分の復元は○○の史料から推定したと主張することができ、全く荒唐無稽な復元図になってしまうのを避けることができるであろう。それ以後、多くの文献史料にあたり、史料を収集するとともに、絵画資料を探すことを開始したのである。

同様な視点による先行研究は皆無ではない。馬を生産

する専門施設である牧の景観については、山口英男氏の一連の研究（山口1986・1989・1994）がそれについて触れており、ほとんど付け加えることのない水準に達している。しかし、場を牧だけに限定するのではなく、民間の馬の飼育の景観復元、特に上記のような考古学的な関心から、景観復元を行う試みはあまり行われていない。そこで本稿では、古代東国を中心とした在地社会において、馬がどのように存在し飼育されていたか、特に景観がどうなっていたのかを、主に文献史料と絵画資料とを用いて考えてみようと思う。対象とするのは民間の馬を中心であって、公的な牧などで飼育される馬ではない。古代の農村において多く飼われていたであろう馬について、その飼育の場の景観を復元するのが本稿の主たる目的である。

しかしながら、この問題を考えようとする場合にまずぶつかってしまうのが、史料の絶対量が非常に少ないということである。そのため本稿では、東国を中心とするとはいうものの、実際に資料を集めるのは時間的にも地域的にもかなり広い範囲に及ぼざるをえなくなり、古代から中世初期にかけてほぼ汎日本的に行うことになってしまうのである。したがって、ある限定された時間・地域において景観復元をするというのは不可能であって、時間・地域をあまり限定しないことにならざるをえない。それでも、景観復元をする場合に考える根拠を与えるという本稿の目的は達することができるものと思われる。

2 古代東国における民間馬の存在

古墳時代の東国にすでに多数の馬がいたことは、白井遺跡群の発見以前から、埴輪馬や馬具などの存在によって推定されていたことである。白井遺跡群の発見は、馬の飼育が盛んであったことを実際に証明してみせたものといえよう。

東国における馬の飼育はその後も盛んに行われたようで、律令制下になると多くの牧が設置されて馬を生産することとなり、東国=良馬の産地という評価が定着していくことになった。古代の牧として一般に著名なのは、さらに時代が下るが、10世紀初頭の『延喜式』¹⁾に見える御牧であろう。それは、信濃・上野・甲斐・武藏の4カ国に32カ所設置され、良馬を中央に供給したものである。そのうち上野国には、利刈・有馬嶋・沼尾・拝志・久野・市代・大藍・塩山・新屋という九カ所の牧から一年に50頭の馬が送られることになっていた。

しかし、古代の東国において、馬はこのような公設の牧の中だけではなく、民間にも多数存在した。民間の馬の存在を示す文献史料はあまり多くないが、そのうち、いくつかをあげてみよう。

『日本書紀』大化2年3月甲申条には、東国の百姓が京に向かう際に、馬が疲れないように途中の尾張・三河の

人に預けることがあったことを記している。また、『万葉集』巻14のいわゆる東歌には全部で238首の歌があるが、その中には馬を詠み込んだものが15首も見られる。巻14の中の動物を詠み込んだ歌は虫や鳥も含めて全部で38首なので、いかに馬が多く詠まれているかが分かる。馬は当時の東国人にとってそれほど身近な存在だったのである。

『類聚三代格』所収延暦15年2月25日太政官符には、上野国の百姓が所有する焼き印が官の印よりも大きいために、官牧の牛馬が盗まれた場合、官印の上に私印が付けられてしまう場合があることが指摘されており、私印の大きさを小さくすることが決められている。つまり、焼き印を消されてしまうだけで盗まれた官牧の馬が紛れてしまうほど、当時民間には数多くの馬が存在していたのである。

さらに、官営の牧の運用を規定する『厩牧令』をみると、牛馬の疫病があった場合に、近隣の民間の牛馬の死亡率を参考にして、官牧の許容死亡率を決めたり、いなくなつた馬を弁償する際に「失する処の当時の估価」を参考とするなどの規定があり、令の規定がそもそも民間の馬の存在を前提としていたことがわかる。また、官営の牧には、牧ごとに牧長、牧帳が各1人と牛馬100頭ごとに牧子2人が、近隣の者から選ばれて配置されている。牧の運営がこれら職員のみで行えるとは思えないので、さらに雜徭などによって多くの人間が関わっていたと思われるが、いずれにしろ、牧の周辺には、牛馬の飼育に精通した者たちが多数存在していたのである。そうでなければ、官牧は初めから成り立たなかつたはずである。

もちろん、民間の馬といつても、当時の東国の人々すべてが馬を持てたわけではないだろう。『日本書紀』の記事では、京に向かう「百姓」とだけ記しているが、馬を預ける報酬として行きに「布二尋、麻二束」、帰りに「鉢一口」を送るとしていることからも、ある程度裕福であったことがわかる。その他の文献では階層を明確に示す記述はほとんどないが、馬を飼育するにある程度の資力が必要であったことは想像に難くない。近世の例ではあるが、東北地方の南部藩では、冬期間藩牧の馬を牧場周辺の村々に分配し厩飼させた。その際藩は飼料を支給したらしいが、農民の負担は大きく、凶作と重なると潰れ百姓の原因ともなつたという。また、信濃の高遠藩では、領主御用馬を確保するため馬生産者は三歳駒まで飼育する義務を課せられていたというが、その際の飼料費の負担は農民の生活を重く圧迫したようだ(渡辺1985)。これらは近世の例なので、古代と直接比べることはできないが、馬の飼料は草を与えさえすればよいのではなく、よい馬に育てるためには穀類や豆類なども与える必要があり、それらを用意しなければならなかつたことは同様である。『厩牧令』厩細馬条にも、細馬(上馬)を厩で飼う

場合、一日に干し草の他、粟、稻、豆、塩などを与えることが規定されている。駿馬(下馬)の場合でも干し草の他、稻を与えることになっているのである。また、『厩牧令』牧馬応堪条には、軍団に配された馬は「家富て養うに堪へたる者を簡びて充て」ことになっている。馬の飼育は、それだけの資力が必要なのである。おそらく古代で馬を飼えたのは、郡司層を中心とした裕福な階層を中心とした人々だったであろう。その後、飼うことができる階層は徐々に広がつていったと思われるが、いつの時代にもそれはある程度の資力を必要とするものであった。

これら民間の馬の用途であるが、それらは、日常の乗馬・駄馬として利用されていたと思われる。この二種類の用に使われている例は、史料に数多く見出すことができる。もちろん、平安時代以降、武士の誕生にともない、軍事用の馬が増えると考えられるが、それ以前は軍事用には官牧の馬が当てられていたはずである。

なお、関東地方で馬が駄馬として利用されていたことについては、9世紀末の「駄馬の党」といわれる人々の事例が有名である。『類聚三代格』所収の昌泰2年9月19日太政官符によれば、彼らは「坂東諸国富豪之輩」であり、東山道から東海道にかけての広い地域にまたがつて荷駄と馬との掠奪行為を行つてゐる。このような事態が「上野国解」によって報告されていることから見れば、その活動の中心は上野国であったと思われるが、それを含めた関東地方においては、この当時駄馬による運送が盛んに行われていたとともに、それをねらう盜賊集団(彼らも当然馬を利用している)すら現れ、活発に活動していたのである。山口氏が指摘されるように、駄馬の利用が活発であるという点で関東地方は他に卓越した地域であると推測され、その要因には、律令国家の対蝦夷政策や地形的な諸条件などのほか、「それだけの馬の供給を可能とする基盤がすでに存在していた」(山口1992 p325)ことが考えられる。

これらの民間の馬が、荒起こしや代かきなどの農作業にも使われていたという説もある。古代における牛馬耕の存在については、近年、齊藤英敏氏が強調されていることである(齊藤1998・1999)が、山口氏も述べられているように(山口1992)、馬が農耕に利用されていることをしめす具体的な資史料はきわめて少なく、その利用の度合いはかなり低いように思われる。中世以降の絵画資料などには馬を農耕に用いているモチーフがいくつか見られるが、少なくとも古代の史料を見る限りは、牛がその地位の中心をなしていたようである(牛が中心であったことは齋藤氏も指摘している)。それは当時の馬の体格が小さかったことも関連していたであろう。

以上のように古代東国においては、民間に多くの馬が存在していたのである。東国では、こうした、馬を所有

し、乗馬・駄馬として盛んに用いる伝統があったからこそ、のちに有力な武士団が成立することになったのだと思われる。古代東国の大集落景観などを復元する場合に、馬の存在を忘れていたならば、それは集落を構成する重要な要素を欠いた、片手落ちの復元になってしまうであろう。

3 馬の飼育とその景観

公設の牧ではなく、民間において、馬がどのように飼育されていたか、それを端的に示す史料はほとんど皆無といってよい。そのため、その景観の復元には非常な困難を伴ってしまうが、いくつかの点について次に検討を加えてみよう。

厩

まず、民間において馬はどこにいたのか。

第一に考えられるのは、それを飼育し、乗馬・駄馬として利用していた人々の居宅の敷地内に厩があつて、そこに飼われていることである。厩で飼われることは、古代の文献には「繫飼」「櫛飼」などという用語であらわれ、「厩牧令」でも、厩で飼う場合の飼育方法が規定されている。こういった飼い方は日常の利用に便利であるため、民間においてもごく普通に行われていたことと思われる。

ただし、その厩自体がどのようなものであったのかは、調査例がほとんどなくよくわからない。群馬県北群馬郡子持村の黒井峯遺跡（6世紀中頃）では、牛を飼っていたと推定される家畜小屋が見つかっている。馬の場合も似たような施設であった可能性は高い。

中世以降の絵画資料には、厩の絵がよく見られる。それは、地方武士の館や寺院・神社などに見られるもので、内部には板が敷かれ、そこで馬が一頭ずつ繋がれて飼われているのが普通である。『一遍上人絵伝』²⁾（歓喜光寺所蔵本、以下同じ。13世紀末）には4カ所の厩が描かれるが、そのうち、筑前国の武士の館、備後国一の宮（図1上）、伊予国大山祇神社にそのような厩がある。これらの厩は独立した建物であるが、『石山寺縁起』（14世紀前半）の式部少輔藤原国能の屋敷（図1下）、『慕帰絵詞』

（14世紀中頃）の本願寺の台所では、大きな建物の一部に厩が造られている。いずれも板敷きで、馬は手綱を縛ってある場合もあるが、腹を上から吊すように綱で繋がれていることが多い。寝かせる場合は上からの綱をはずすようであるが、これでは馬は運動ができないので、頻繁に馬を利用しなければ、運動不足になってしまうであろう。このような板敷きの厩がいつ頃あらわれるのかは不明であるが、古代の東国において、これほど立派な厩が造られているとは考えがたい。当時の厩は掘立柱の建物で、内部は土間である可能性が高いのではないかと思わ

れる。

次に考えられるのは、宅地の内外にある程度の広さの土地を確保し、そこに柵を巡らして内部で馬を飼う方法である。このようにすれば馬の運動不足もある程度は解消し、また、利用するときも便利ではある。残念ながら実例を資料に見出すことができなかつたので、実際にこのようなことが行われていたかどうかは不明である。これと厩とを併用するというような、現在の我々が想像しやすい飼育形態が古代にあったかどうかは現状ではわからない。

原野と放牧

これら民間に飼われていた馬も、必要に応じて放牧に出されたものと思われる。その放牧地は、後述する私牧などがあてられる場合もあったと思われるが、そのほか、集落の近傍の原野に放たれた場合もあったと思われる。

当時の集落の回りに、現在とは比べものにならないくらい広い原野が広がっていたことは想像に難くない。それらは、史料上には、「空閑地」「荒地」「荒野」「閑地」「野地」「野」などの語で現れてくる。また、『雜令』国内条には「山川藪沢の利は、公私共にせよ」という規定があり、山野の入会利用を決めている。民間で飼われていた馬は、このような原野に放たれていたのではないだろうか。

『万葉集』の防人歌の中には、武藏国豊島郡の「上丁椋椅部荒蟲が妻宇遲部黒女」の作として

赤駒を山野に放し捕りかにて

多摩の横山徒步ゆか遣らむ（4417）

の歌があり、武藏野の山野に馬を放牧していたことが窺える。

野焼き

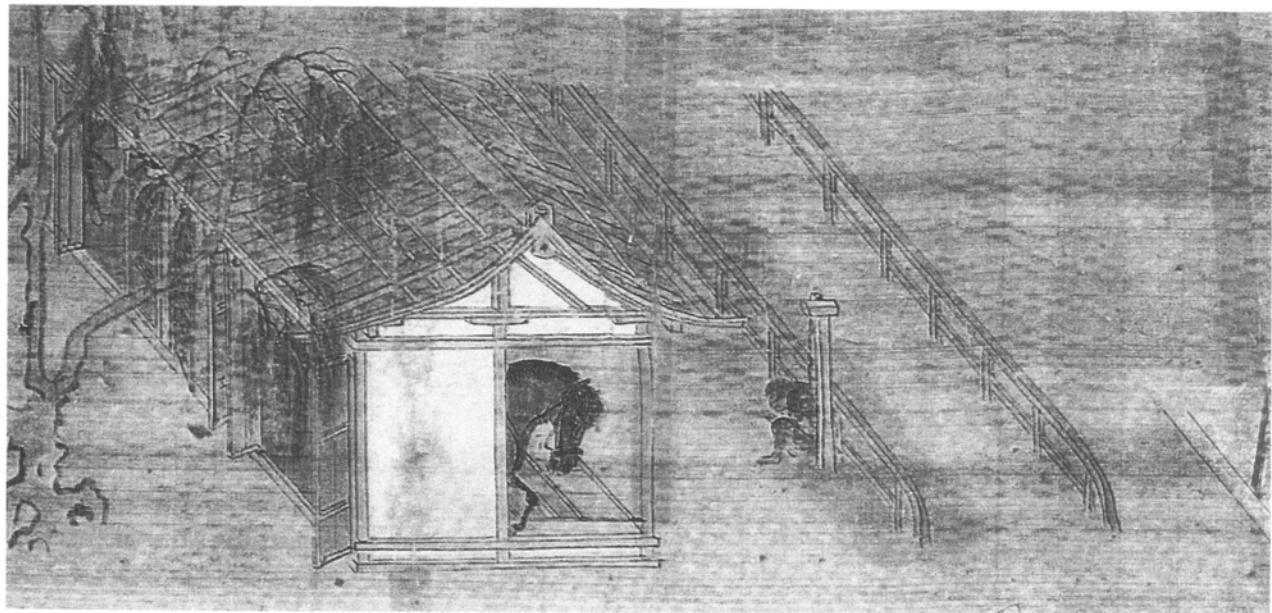
このような原野を放牧地として利用する場合、草地を維持するため、新草を生えやすくするため、ダニを駆除するためなど、様々な理由で野焼きが行われていたことが考えられる。牧においても放牧地の野焼きが行われていたことは、『厩牧令』牧地条に規定がある。野焼きについて、『万葉集』には次の歌がある。

おもしろき野をばな焼きそ古草に

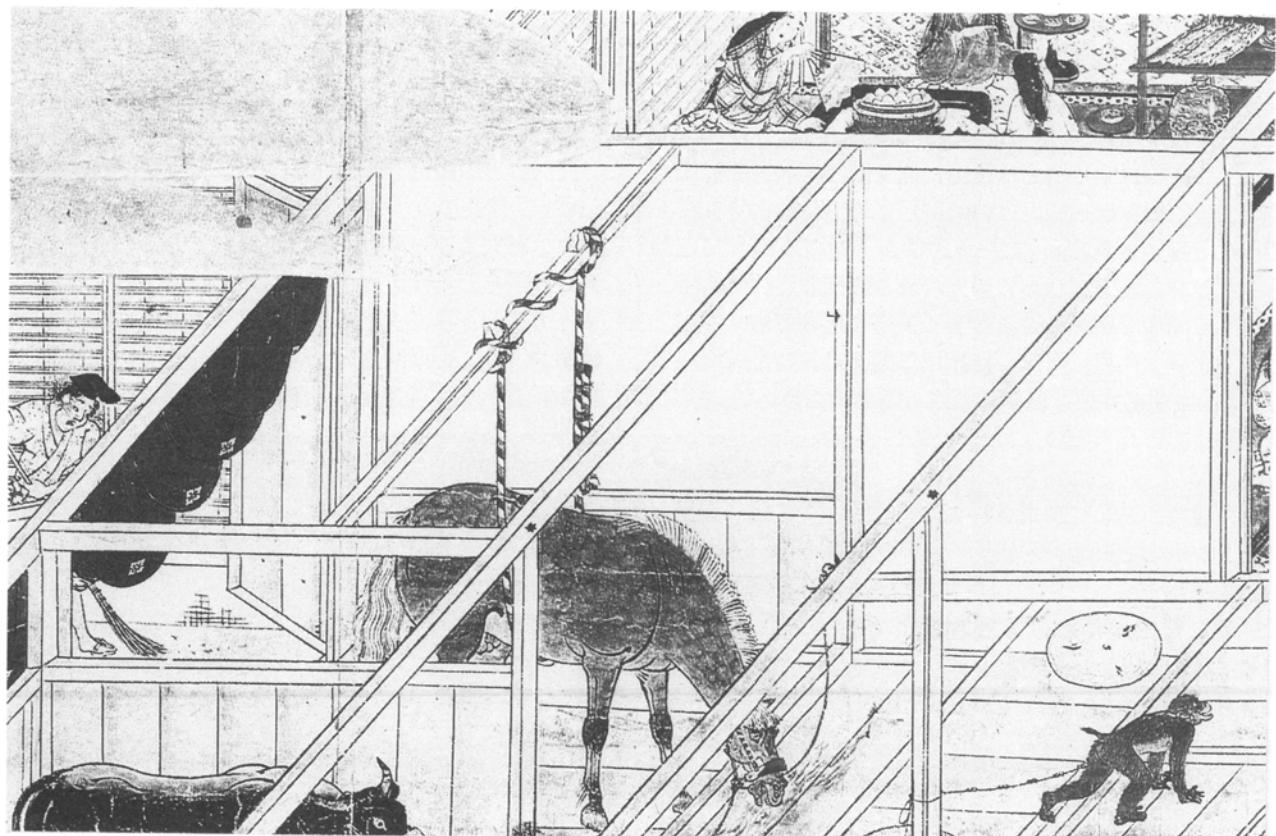
新草まじり生ひは生ふるがに（3452）

もちろん、この歌の舞台を放牧地に限定することはできない。伊藤博氏は焼き畑のための野焼きと推定している（伊藤1997）。しかし、当時集落の回りに広く存在した原野では、各種の理由から野焼きがごく普通に行われていたことは確かであろう。そして、その一部が放牧地としても利用されていたのである。

野焼きされた野に馬が放たれていたことについては、時代が下るが、『海道記』（13世紀前半）に尾張国の4月



備後国一の宮の厩（『一遍上人絵伝』）
右にみえるのは馬場である。さらに右には一の宮の門が一部見える。



式部少輔藤原国能邸の厩（『石山寺縁起』）
上は台所、左は外へ出られるようになっている。右上は主人・家族のいる部屋である。

図1 絵巻物にあらわれる厩

7日の情景として、「片岡ニハ朝陽ノ景ウチニサシテ、焼野ノ草ニ^{ヒバリ}鳴アガリ、小篠が原ニ駒アレテ」という描写がある。初夏の情景であるが、焼かれた野からヒバリが鳴いて飛び上がり、小篠が生えた原では馬が荒々しく走り回っているという景色である。初夏は馬の発情期にあたるので、それが「駒アレテ」という表現になったのであろう。

放牧地の立地

ただし、原野が放牧地になったとはいっても、場所の適・不適は当然あったことと思われる。どこまでも広がる平坦地であれば、馬が逃げてしまうことも考えられるので、ある程度地形的に区切られた場所がより適しているものと思われる。牧の立地も、よく言われるように、地形的に境界が明瞭な場所が選ばれたようである。たとえば、備前国小豆島・長嶋（『続日本紀』延暦3年10月庚午条・ただし、牛牧）、伊予国忽那嶋（『日本三代実録』貞觀18年10月13日丙辰条）といった島嶋や、摂津国大隅・媛嶋（『続日本紀』靈亀2年2月己酉条）、山城国美豆御牧（『拾遺抄註』）、河内国楠葉御牧（『小右記』永觀2年11月23日条など）、摂津国鳥養牧（『延喜式』『拾遺抄註』では鳥飼御牧）、摂津国垂水御牧（『拾遺抄註』）などの川に沿った牧が知られている。大隅・媛嶋は淀川河口付近³⁾に、美豆御牧は宇治川と木津川、楠葉御牧・鳥飼御牧は淀川、垂水御牧は三国川（神崎川）に沿った地に営まれていたと推定されている⁴⁾。そのほか、島嶋や川などに沿った地域に設定されたと考えられる牧が多い。民間の放牧地も同様な地形の場所が多く選ばれたと思われる。実際『類聚三代格』所収の貞觀13年閏8月28日太政官符には、山城国葛野郡と紀伊郡の二カ所の地について、「件等の河原、これ百姓葬送の地、放牧の処なり」と、これらの河原が民間の放牧地として利用されていたことを示している。

荒廃した田地における放牧と「刈跡放牧」

さらに、集落の回りには、「荒廃田」「不勘佃田」「常荒田」といった、耕作されず荒廃した田地が広く存在した。このような土地も放牧地として利用されていたことと思われる。耕作されない田地に草が生い茂り、そこに牛馬が入り込んでいる情景は、『今昔物語』巻第13「陸奥国法花最勝二人持者語第四十」に、「法蓮聖ノ田ハ作ル事モ无ク、心ノ如ク入ル、人モ无クシ

テ荒レテ草多カリ。然レバ馬牛心ニ任セテ、田ノ中ニ入テ食ミ遊ブ。」と書かれている。これについて戸田芳実氏は、「一時的不耕地が自動的に牛馬放牧のための開放地＝共同用益地になるという当時の農村の共同体的慣行を想定させる」（戸田1967 p182）と評価された。

また、刈り取りが終わった乾田に牛馬が放牧される「刈跡放牧」の存在も推定されている。『新版絵巻物による日本常民生活絵引』（以下同書を引用する場合は『生活絵引』と略称する）では、『一遍上人絵伝』の石清水八幡付近の水田の情景（図2）を、刈跡放牧の実例としている（渋沢ほか1984 p124）。そこでは刈り取りが終わった水田で、一人の男が馬に隠れて鴨を狙っている。しかし、この馬が放牧中のものなのか、あるいは、鴨猟のために特につれてきたものなのか、筆者には判断が付かない。馬に馬具が全くつけられていないことからみれば、放牧中であるとも思えるが、だとすれば、馬が一頭だけで他に描かれていないのはやや不自然である。先述したように、耕作されない荒れた水田地帯に馬を放牧することは多かったと思われるので、「刈跡放牧」も行われていた可能性は強いが、この絵がその実例かどうかはもう少し検討の余地があるよう思う。

私 牧

民間の馬の飼育形態で、もう一つ考えなければならないのは、民間の牧、私牧の存在である。私牧については、中央の有力貴族の所有する牧が有名であるのに対し、地方豪族所有の牧は実態がほとんど不明である。しかし、多くの馬の存在を支えるものとして、馬の生産にあたる牧があったことは間違いないと思われる。明確なことはわからないが、有力な豪族単独の経営によるもの、複数



図2 石清水八幡付近の水田の情景（『一遍上人絵伝』）
初冬の水田の情景である。手に弓を持つ男が馬の陰から鴨をねらっている。

の豪族が共同して経営するもの、さらに村落レベルで經營するものなど、各種の形態が考えられよう。先述したように、官牧は民間における馬の飼育を前提として成り立っていた。とすれば、これら私牧と官牧とが無関係であったとは思えない。山口氏は、「在地の牧経営の一部を取り込んだのが政府の牧であるといってよかろう」(山口1992 p323)と指摘されている。地方においては、こういった私牧が官営の牧と密接な関係を保ち、全体として馬の生産と供給が行われていたと考えられるのである。

以上のように、民間における馬は、それを飼うだけの資力のあるものの私宅の周辺、および馬を生産する専門施設である私牧で飼育されていたと思われるのである。

放牧地と集落・農地との区画施設

このような公私の牧や民間の放牧地は、集落や農地に直接隣接していた場合も多かったと思われる。とすれば、その間をどのように仕切るかということが問題となる。馬が農地に入り、作物を食害したり踏み荒らしたりすることは十分考えられるからである。

公設の牧においては、馬の逃亡を防ぎ、農地への被害を防ぐため、柵、堀などによって区画がなされていた。牧の区画施設についての史料はいくつか見られるが、『類聚三代格』所収貞觀18年正月26日太政官符では、牧格(柵)や渥(堀)の存在が知られ、その維持・管理と修理が命令されている。こういった区画施設が不備であったり破損している場合は、この官符にも記述があるように、「民業」に損害を与え、馬が「亡失」してしまった。実際に牧の牛馬が逃げ出して、近隣の農地に被害を与え、そのために牧が廃止されるという事件が史料に何回か見えている。『日本後紀』延暦18年7月庚午条では大和国宇陀肥伊牧が「民居」に接していて「田園」を損するという理由で、同書大同3年7月甲申条では摂津国河辺郡の畠野牧が「牧馬」が「逸出」して「民稼」に損害を与えたという理由で、さらに『日本三代実録』貞觀18年10月13日丙辰条では伊予国風早郡忽那嶋牧が牛馬が島内の青苗や麦を食べてしまうという理由で、それぞれ廃止されている。牧地の区画はそれほど重要なものであった。信濃国では、望月牧や長倉牧の推定地に、「野馬除」などとよばれる土壘状の遺構を現在でも見ることができる。

馬 柵

こういった区画施設は、私牧やその他の放牧地においても必要であったと思われるし、その形態を知ることは、馬のいる景観を復元する上で重要である。

『万葉集』には、こういった区画施設と思われる例がいくつか見られるので、あげてみよう。まず卷4には次の歌がある。

赤駒の越ゆる馬柵の結びてし

妹が情は疑ひも無し (530)

この歌は聖武天皇のものとされているので、次にあげる3首と同列に論じることはできないが、馬のいる場所の周囲に柵が巡らされ、それが「馬柵」と呼ばれていたことがわかる。この「馬柵」について、『日本古典文学大系』の頭注では「馬をかこっておくための木の垣」(高木ほか1957 p255)、伊藤博氏は「馬が逃げないようにめぐらした柵」(伊藤1996 p439)としている。柵の設置の目的が「馬が逃げないように」であるかどうかは、後述するようにやや問題があるが、この歌には周囲の描写がないので、それ以上の追求はできない。

注目されるのは次にあげる3首である。まず卷12には次の歌がある。

馬柵越しに麦食む駒の詈らゆれど

なほし恋しく思ひかねつも (3096)

卷14の東歌の中には、次の歌がある。

柵越しに麦食む小馬のはつはつに

相見し子らしあやに愛しも (3537)

この3537番の歌には、「或る本の歌に曰はく」として、馬柵越し麦食む駒のはつはつに

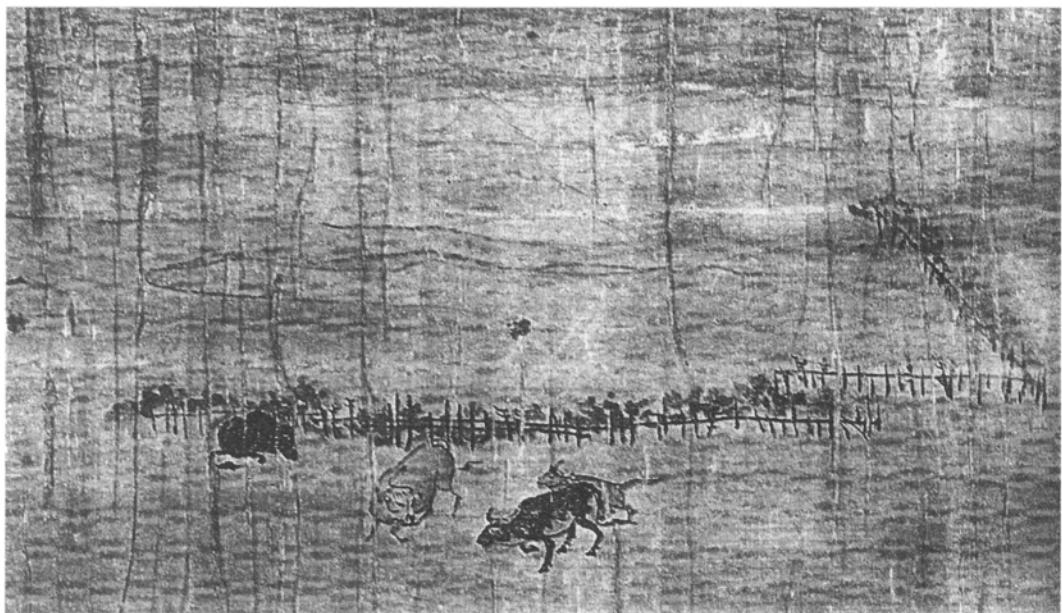
新膚触れし児ろし愛しも

の歌がつけられている。

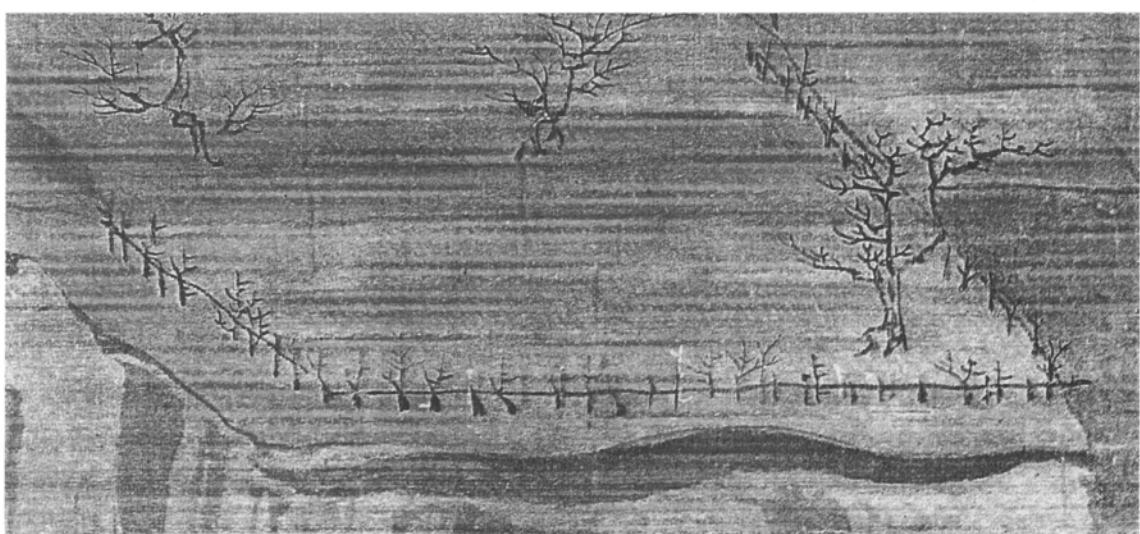
以上3首の歌は、いずれも柵の上から首を伸ばして麦を食べる子馬の姿を詠んでいるが、そういう状況が比喩表現として使われるほど、東国の人々(3096番の歌は作者がどこの人か不明であるが)にとって馬が身近なものであり、また、農地のすぐそばに馬がいるという状況がごく普通であったのである。しかし、ここで重要なのは、麦の回りに柵が巡らされていることである。

まず、柵の設置目的から考えてみよう。

結論からいっててしまえば、こういった麦と馬とを隔てている柵の設置目的は、先述した牧における格(柵)と同様に、馬が逃げないように放牧地などの外周を囲う柵とすることも可能であるが、逆に畠の中に馬が入らないよう、畠の周りを囲ったものと考えることもできると思う⁵⁾。『生活絵引』では、『一遍上人絵伝』にみえる伴野市のそばの牛の放牧(図3上)についてのべるなかで、「牧は牛をかこいこむ場ではなく、この当時ではむしろ耕地の周囲に垣をして牛の侵入をふせぎ、牛はその外側で悠々としてあそんでいた」とのべ、さらに、そのように村や畠の周りに柵を設ける事例として種子島の例をあげて、それが大正の初め頃までみられ、「人々は垣の内に住み、隣村へゆくには牧場を通らねばならなかった。そして牧場の中に畠をひらく場合には土壘をめぐらすか、垣をめぐらすかした」(渋沢ほか1984)とのべている。後述するように『一遍上人絵伝』のこの場面の図像解釈には誤りがあるので、ここでの記述は一部訂正が必要であると思われるが、耕地や集落の回りに柵をめぐら



信濃国佐久郡伴野市付近に放されている牛と柵（『一遍上人絵伝』）



島の周囲に巡らされる柵の一例（『一遍上人絵伝』）



丹後國府付近の牛と柵（『慕帰絵詞』）

図3 絵巻物にあらわれる柵

して牛馬の侵入を防ぎ、その外側で牛馬を飼育することは、古代・中世でも十分あり得たことであると考えられる。馬の放牧地全体を柵や堀などで囲むという大事業は、官営の牧や有力な私牧では可能であろうが、その他の民間の放牧地ではかなり困難であったと思われる。その場合は、馬の侵入を防ぎたい場所のみを囲う方が、方法としては簡便であり、より現実的な措置であると思われるのである。

実際の史料でそういった柵を示すのは困難であるが、中世の絵巻物には畠の周囲に柵が巡らされている例が数多く描かれており、このような柵が馬の侵入を防ぐ目的で設けられている場合に、「馬柵」と呼ばれていたのではないかと思われる。ここではその例として『一遍上人絵伝』の一場面をあげておく（図3中）。

こういった、畠の周りの柵は古代の文献にも見ることができる。『日本靈異記』中巻の「常に鳥の卵を煮て食ひて、現に悪死の報を得る縁 第十」には、麦畠の回りに「籬」が巡らされていることが書かれている。この「籬」は『和名抄』では「和名末加岐一云末世」とあって、「まかき」ないし「ませ」と読まれており、それを狩谷棟齋『箋注和名類聚抄』では「馬垣」の義であるとしていることも、この際考慮に入れる価値があろう。これだけの史料では推定の域を出ないが、馬の飼育地が隣接する場合には、畠の周りに馬の侵入を防ぐ柵が巡らされ、それが「馬柵」と呼ばれていた可能性は高いと思われる。

さらにこの問題を考える際に注目したいのは、古墳時代後期のものではあるが、「はじめに」であげた、白井・吹屋遺跡群における景観である。この遺跡群のFP（FPは6世紀中頃に噴火した榛名山二ツ岳の軽石層の略称）下面の土地利用については、まだ定説がないが、筆者は、全面が馬の放牧地として利用されており、その一部に畠、陸苗代、水田が作られていたと考えている（高井1996 p383以下）。残念ながら見つかった畠などはFP降下時にはすでに放棄されていたため、中に馬が入り込んでいる状況であったが、耕作中は当然何らかの方法で馬の侵入を防いでいたことだろう。実際、白井北中道遺跡2区では、馬が入らない区画が見つかっている（図4）。この区画の内部では明らかな敵などが見つかっていないので、何に利用していたのかははっきりしないが、馬の侵入を防いでいることからみて、畠として利用していたか、これから畠として利用しようとしていたものかもしれない。南側の畦状遺構からササゲ属の炭化種子が出土しているとのことなので、アズキやリヨクトウを作っていた可能性もある。ここでは明瞭な区画施設が見つかっていないが、後述するように柵はかなり簡単なものであった可能性が強いので、よほど残りがよくなければ見つけることは困難であろう。また、群馬県埋蔵文化財調査事業団が発掘調査した白井・吹屋遺跡群の範囲、すなわち、

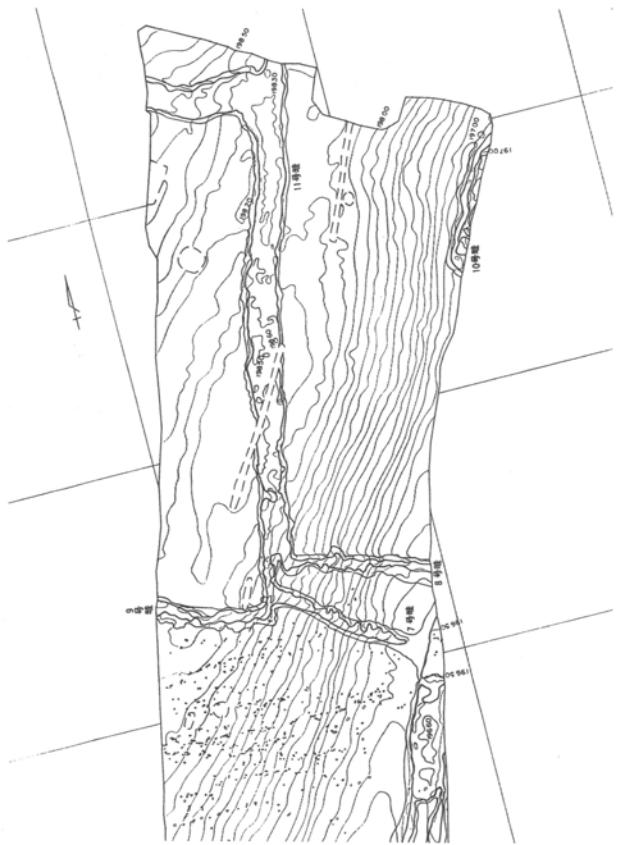


図4 白井北中道遺跡2区北半部

南側に見える小さな点が馬蹄痕である。北側の区画には馬の蹄痕がみられない。グリッド間隔は20m。（井上ほか1997）

国道17号線、国道353号線の各バイパス工事の調査範囲からは集落が見つかっていないが、その北西数百mでは子持村教育委員会の手で同時代の集落が調査されており、そこでは畠を囲う柵も見つかっている。さらに北西にある黒井峯遺跡では、馬の蹄痕は確認されていないが、畠や建物を芝垣が囲っており、山口氏はそれを「馬柵に類するものと考えられるなら、この地が牧場の自由放牧の範囲に入っていたとの解釈ができるかもしれない」（山口1992 p329）と指摘されている。あくまでも推測にすぎないが、この地域では集落・耕地が柵で囲まれ、その外側に放牧地が広がるという景観であったと考えられるのであり、それは先に推定した景観と合致するのである。

もちろん、放牧地の外周を囲う柵がなかったといっているのではない。放牧地の要所要所には柵などの区画を設けなければ、馬が逃げ出してしまうことが考えられるからである。先述した『一遍上人絵伝』の伴野市の牛の放牧地に見られる柵は、その実例なのではなかろうか（図3上）。『生活絵引』では、柵の内側を畠とし、耕地を囲む柵の実例としている（渋沢ほか1984 p120）が、絵を見る限り柵の内側は畠とは思えない。黒田日出男氏はこ

れを河と判断された（黒田1993 p15）。絵が不鮮明なため、実物を調査できない筆者にはどちらが正しいのか確信がもてないが、河と考えたほうがよいようである。とすれば、この柵は、そちらの方面に牛を行かせないための柵である可能性がある⁶⁾。

柵の形態

では、そのような「柵」「馬柵」の形態であるが、さすがにそこまで明記した史料はないようである。しかし、手がかりが皆無なわけではない。それは『万葉集』3096番の歌の、一般に「馬柵」とされている部分の原文の表記である。原文ではそこが、「宇麻勢」といった万葉仮名（3537番の或る本の歌の原文はそうなっている）ではなく、「柵楳」となっているのである。この「柵楳」について『日本古典文学大系』の頭注は、「柵は拒の誤として馬をこぼむ意と見、楳は若木として、馬の外に逃げるのを防ぐ柵とする説、柵は櫛に通じ雑木、楳は楳の誤でやはり雑木と見る説」（高木ほか1960 p305）の二説を紹介している。「柵」が「拒」の誤りとするならば、「拒」の字義は「先をフセギて此方へ寄せ付けぬこと」（『大字典』⁷⁾）であるから、「馬が外へ逃げるのを防ぐ」という時よりも、「馬が内に入るのを防ぐ」という時に用いるのがふさわしい字であり、先の「馬の侵入を防ぐために畠の周りを囲う柵」という私見を補強するものとなるが、「柵」と「拒」との当否はわからないので、この点に固執するのは危険である。しかし、柵の形態を考える上では、「柵」「楳」「楳」のいずれもが雑木・若木の類とされていることに注目したい。つまり、この表記で表される柵は雑木・若木を利用した柵であり、形態的にはさほど立派なものではないことになるからである。もちろん、この用字が柵の形態を正確に反映している保証はないので、これだけで断定するのはやはりきわめて危険であるが、筆者がこの表記に注目したのは、『一遍上人絵伝』をはじめとした絵巻物に描かれる柵がまさにそのような柵であるからである。図3中にあげたように、絵巻物には畠の周りの柵が数多く描かれているが、それはどれも立派なものではなく、細い棒を適当な間隔をおいて地面に突き刺し、そこに横木を渡したものにすぎない。棒にはまだ小枝や木の葉がついていることが多く、一見してかなり貧弱で簡単な柵である。葉が緑色に描かれていたり、根元がやや太く描かれていることが多いことから見ると、一部は生け垣のように、そこに生えている植木をそのまま利用しているのかもしれない。これら絵巻物に描かれる柵はかなり背の低いものが多いので、馬などの大型家畜を意識して築かれたものはさほど多くないと考えられるが、図3上の牛の背後に描かれる柵も同様なものであり、背が低いといつても馬柵として不適であるとは必ずしもいえないようである。この絵の柵木も緑色の葉が描かれてい

るので、生け垣になっている部分が多いようである。また、図3下は『慕帰絵詞』の例である。丹後國府付近の情景であり、残念ながらここでも描かれるのは馬ではなく牛であるが、そのそばの畠にやはり柵が作られているのが見える。横木が2～3本渡されているので、比較的立派で頑丈な柵であるようであるが、よくみると縦木の長さが不揃いであり、やはり雑木を使用した柵であろう。

以上のように、古代の牛馬飼育に関わる柵には、かなり貧弱なものがあることは認めてよいと思われるし、実はそのような柵のほうが多かったのではないかとすら考えられる。我々は、「馬柵」「牧柵」などと聞くと、すぐに西部劇に見られるような立派な丸太の柵を想像してしまう。もちろん、官営の御牧など、人手と費用が多く掛けられるような牧であれば、そのような大規模な柵が作られた可能性は否定できないし、牛馬の逃亡防止に完璧を期せば、そのような柵を設置したほうがよいのは当然である。しかし、民間の農地の周囲などの場合、そこまでの労力をかけて柵を作っていたとはむしろ考えにくい。また、馬はかなり臆病な動物であり、よほど驚かせたりしない限り、ある程度の柵であればそれを壊してまで越えていくことはないという。とすれば、万全とはいえないまでも、ある程度の効果は期待できる貧弱な柵が、かなり多かったのではないかと思われる所以である。今後、牛馬のいる集落の景観復元をする上では、この点にも注意が必要であろう。

「馬柵」が以上のようなものだとすると、ひとつ気がかりな点がある。それは、考古学的な調査ではそのような柵の痕跡を発見するのは、かなり難しいのではないかと思われることである。直径数cmの雑木を適当な間隔で突き刺しただけの柵を見つけだすのは、白井・吹屋遺跡群の調査の経験からいっても非常に困難なことであると思われる。それが一部生け垣になってしまえばなおさらである。先述した白井北中道遺跡2区の馬の入らない区画でも、その境となる区画施設が見つかっていないのはそのためなのではあるまいか。黒井峯遺跡とその近隣の遺跡では、芝垣や柵跡が見つかっているが、それを見つけることができたのは、調査方法が優れていたこととともに、遺構の残りがよく、なおかつ、条件的に恵まれていたからであろう。今後同様な遺跡を調査する場合に注意しなければならない課題である。

4 おわりに

以上、日本古代における民間の馬の飼育について、特に、その飼育の場の景観について、いくつかの問題点を検討してきた。冒頭にも述べたとおり、この問題に関する史料はきわめて乏しいので、推測に頼る部分が多くなってしまい、得られたことも「考えるヒント」の域を抜けられるものではない。景観復元を行うという目的の

どれほどが達成できたのか、誠に心許ないものがある。しかし、今後このようなヒントをもとに、考古学的な事実の検討と、さらなる文献史料・絵画資料との検討とを繰り返していくことで、より事実に近い景観復元ができるものと思われる。本稿がそのための議論の叩き台となることができれば、幸いである。

本稿はもともと筆者が編集を担当した報告書『白井北中道II遺跡・吹屋犬子塚遺跡・吹屋中原遺跡』(高井1996)に、「考察」の一部として掲載するために準備していたものである。結局、報告書には、種々の都合により掲載することができなかつたため、その後一部内容を改訂・補充して、今回ここに発表することにした。発掘調査と整理作業との過程において、数々のご教示をいただいた多くの方々に感謝いたします。

註

- 1) 本稿で使用した史料は次の通りである。
『日本書紀』『続日本紀』『日本後紀』『日本三代実録』『延喜式』『類聚三代格』『今昔物語』は『新訂増補國史大系』(吉川弘文館)、『律令』は『日本思想大系』(岩波書店)、『万葉集』は『日本古典文学大系』(岩波書店)、『海道記』は『新日本古典文学大系』(岩波書店)、『小右記』は『大日本古記録』(岩波書店)、『和名抄』は『日本古典全集』(日本古典全集刊行会)を用いた。なお、本文中にこれらの史料を引用する場合は、原則として読み下し文をあげることとした。
- 2) 絵巻物については、『日本の絵巻』(中央公論社)の他、渋沢敬三・神奈川大学日本常民文化研究所編『新版絵巻物による日本常民生活絵引』(平凡社)を参照した。なお、図1~3のうち、『幕帰絵詞』のみは『日本常民生活絵引』の図を使用したが、その他は『日本の絵巻』による。
- 3) 『続日本紀』(『新日本古典文学大系』岩波書店)の註(担当執筆は吉田孝氏)による。
- 4) 戸田芳実氏の推定による(戸田1991)
- 5) 3537番の歌の「柵(原文は久敵=くへである)」について伊藤博氏は「『くへ』は野良先で馬を囲うために設けた柵。馬に関係しない野良仕事を終えて帰るまでは、馬をその中に放っておく」(伊藤1997 p542)とされるが、そのように役割を限定する根拠は全く示されておらず、この解釈は疑問である。
- 6) 黒田氏はこの図は絵師が実際に見た風景ではなく、想像で書かれたものと推定されているので注意が必要である。黒田氏は、『一遍上人絵伝』のなかに牛牧が信濃国の2カ所のみに描かれているのはなぜかという疑問から出発し、馬牧が多かったはずの信濃に馬牧が描かれず、かえって牛牧が描かれるのは、絵師が牧で有名な信濃の情景を描こうとして、畿内地方でよく見られる牛の放牧風景を描いてしまったからだと結論付けられた(黒田1993)。従うべき見解であると思われる。しかし、黒田氏も述べられるように、絵師が描いたのが実際に見た風景ではないとしても、それは単なる「絵空事」ではなく、絵師が日頃見慣れていた畿内の風景が反映していると考えるべきであろう。『一遍上人絵伝』を用いる場合は、そのような注意が必要である。
- 7) 『大字典』(講談社)の「抒」の項の「同訓異義」に「拒」の字義が書かれている。

引用・参考文献

- 麻生敏隆 1993 『白井大宮遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業団
 伊藤 博 1996 『万葉集釋注』二 集英社
 伊藤 博 1997 『万葉集釋注』七 集英社
 井上昌美・南雲芳昭 1997 『白井遺跡群 古墳時代編』群馬県埋蔵文化財調査事業団

- 黒田日出男 1993 『朝日百科日本の歴史別冊10 中世を旅する人々 一遍聖絵』とともに』朝日新聞社
 齊藤英敏 1998 「試論古代小区画水田一群馬県における事例を中心としてー」『古文化談叢』第41集
 齊藤英敏 1999 「水田区画規模と牛馬耕についての一試論」『研究紀要』17 群馬県埋蔵文化財調査事業団
 渋沢敬三・神奈川大学日本常民文化研究所 1984 『新版 絵巻物による日本常民生活絵引』第二巻平凡社
 高井佳弘 1996 『白井北中道II遺跡・吹屋犬子塚遺跡・吹屋中原遺跡』群馬県埋蔵文化財調査事業団
 高木市之助・五味智英・大野 晋 1957 『万葉集』一『日本古典文学大系』四 岩波書店
 高木市之助・五味智英・大野 晋 1960 『万葉集』三『日本古典文学大系』六 岩波書店
 戸田芳実 1967 「中世初期農業の一特質」『日本領主制成立史の研究』岩波書店
 戸田芳実 1991 「垂水御牧について」『初期中世社会史の研究』東京大学出版会
 山口英男 1986 「八・九世紀の牧について」『史学雑誌』95-1
 山口英男 1989 「第4章第3節1古代の牧制・2牧制度と信濃、3信濃の牧」『長野県史』通史編第1巻
 山口英男 1992 「農耕生活と馬の飼育」『新版古代の日本8関東』角川書店
 山口英男 1994 「文献から見た古代牧馬の飼育形態」『山梨県史研究』第2号
 渡辺信夫 1985 「馬」『講座日本技術の社会史第八巻 交通・運輸』日本評論社